

申告会場変更にご注意 税の申告窓口を2月16日(水)から開設

所得税や市・県民税などの申告時期です。自宅から郵送などで早めに提出しましょう。なお、新型コロナウイルスの感染状況によって受付体制が変わる場合があります。最新情報は本ホームページをご覧ください。



所得税と復興特別所得税の確定申告

前橋橋税務署
027-224-4371

● 申告・相談窓口

2月16日(水)～3月15日(火)の平日・2月20日(日)・27日(日)、9時～16時

前橋問屋センター会館(問屋町二丁目)

その他Ⅱ還付申告は、2月15日(火)までの平日は前橋税務署で受け付けています。

● 入場整理券が必要

確定申告会場の入場には、国税庁のLINE公式アカウントから事前に取得するか当日配布する入場券が必要です。16時前でも受け付けを終了する場合があります。



● 申告会場の感染防止策

会場では新型コロナウイルス感染症の感染対策を実施しています。①入場時に検温を実施。37.5度以上の発熱がある場合な



市・県民税の申告

027-898-6203

申告会場は大変混雑します。申告書の提出はできる限り郵送でお願いします。会場の混雑状況によっては入場制限をかける場合があります。

● 申告が必要な人

1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

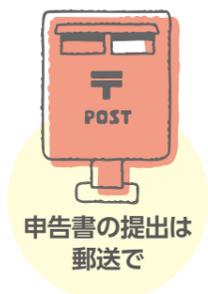
- ① 営業や地代・家賃、配当、農業などの所得があった
- ② 給与収入か公的年金等収入のみの人で、所得控除の内容に変更や追加があった
- ③ 所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみだった。

● 申告に必要なもの

- ① 現在の氏名・住所が記載されているマイナンバーカードか通知カードなど、マイナンバーの分かる物と運転免許証などの身元確認書類
- ② 筆記用具、電卓
- ③ 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- ④ 控除に関する書類(控除証明書など)
- ⑤ 医療費控除の明細書・医療費通知(医療費控除を受ける人のみ)。

なお、収支内訳書や医療費控除の明細書などの添付書類は、事前に作成をお願いします。

感染症対策に協力をお願いします



● 申告・相談窓口

新議会棟の整備のため、市役所駐車場の一部が使用できません。できるだけ公共交通機関を利用してください。大胡支所の臨時駐車場は大胡中グラウンド(大胡郵便局北側)です。

会場	対象者の居住地区	受付期間
市役所 市民税課	市内全地区	2月16日(水)～3月15日(火)の平日・2月20日(日)・27日(日)、9時～16時
大胡支所 大会議室	大胡・宮城・粕川地区	2月16日(水)～3月3日(木)の平日、9時30分～15時30分
富士見支所 大会議室	富士見地区	3月4日(金)～15日(火)の平日、9時30分～15時30分

② 会場ではマスクを常時着用し、入り口などで手指消毒をお願いします

③ 会場には申告者のみで来てください。介助が必要な場合なども最小限の人数でお願いします。

なお、e-Tax・スマホ申告で自宅から簡単に申告ができます。ぜひ利用してください。



● ふるさと納税ワンストップ特例の申請者は申告時に注意

寄附金税額控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を申請した人が、医療費控除や住宅ローン控除などのために確定申告をする場合は、特例の適用を受けることができません。確定申告時には、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めてください。

● 医療費控除の添付書類

医療費控除の適用を受ける人は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。なお、医療費控除から交付された医療費通知がある場合には、通知を添付して明細書を作成できます。医療費の領収書は自宅で5年間保管してください。

● 公的年金等の受給者は申告不要
公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の各種所得の金額が20万円以下の場合には、確定申告の必要はありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は申告が必要です。また、源泉徴収対象外の公的年金等を受給している人も申告が必要です。

● 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要

令和3年分から確定申告書第二表「住民税に関する事項」に記入欄ができました。確定申告した上場株式などの配当等や譲渡所得が、市・県民税が特別徴収(天引き)された特定配当等や特定株式等譲渡所得のみで、その全てを市・県民税において申告不要とする場合は、当該欄に○を記入することで、市・県民税申告書の提出は不要となります。

市・県民税で申告不要を選択した当該所得は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定対象にはなりません。ただし、所得税は総合課税、市・県民税では分離課税を選択する場合は、市・県民税申告書の提出が必要です。

申告書作成はパソコン・スマホで

本市の申告書作成ページ(住民税額シミュレーションシステム)では、市・県民税の申告書の作成やふるさと納税の寄附額の目安の試算などもできます。右記二次元コードからご覧ください。



税理士会の確定申告無料相談

給与所得者や年金受給者(譲渡所得がある人を除く)を対象に、確定申告無料相談を実施します。

時 2月19日(土)9時30分～16時

場 前橋商工会議所(日吉町一丁目)

申 2月10日(木)までに関東信越税理士会前橋支部

☎027-234-6131へ